



第27号

平成11年11月1日

発行所

坂田郡近江町飯12-3

天の川沿岸土地改良区

☎ 0749-52-0067

FAX 0749-52-3871

ご挨拶

新ひの事業に向つて

理事長 素瀬光夫

秋空の澄み渡つた好季節となりましたが、組合員の皆さんには益々ご健勝のことと存じます。

常日頃から組合員の皆さん、役員、総代さんの温かいご協力を得まして、悉無く改良区の運営を続けています。本紙を通じまして心から厚く感謝とともにお礼を申し上げます。

本年のかんがい期も皆さんのお蔭をもちまして無事乗り切ることが出来ました。天候が作柄に多少影響したようですが、ほぼ例年どおり滞り無く収穫を終えられたことと思います。

さて皆さんもご承知のとおり本年度より農業用水再編対策事業及び地域用水機能増進事業の採択を受けまして、いよいよ事業着手していく訳であります。県営事業も改良区事業も準備段階であり、関係各方面的指導を受け、連絡を密にいたしながら幸先の良い事業推進を図つていきました。かん排、ほ場整備事業完工の後、

沢山の施設の維持管理を軸として改良区運営をしていく中で、使用年数を経過し年を重ねる毎に予期せぬ修理や改修等が増嵩してきました。改良区のあるべき姿はこれで良いのかと考える時に、今後の改良区運営の支援と強化対策として前記の事業がどうしても必要であり、事業採択に向けて努力して参つた訳であります。御蔭さまで真意を認めていただき、特に短中期的に改良区にとって大きな活性化をもたらすものであり、県当局並びに米原、近江両町のご理解とご協力に対しましても深く感謝をいたす次第でござります。

時恰も四十年振りに農業基本法が改正され、国会を通過いたしました。続いて土地改良法も改正されます。このようにして各法の改正とともに、農業農村の構造変化に伴なう農政全体の見直しを、新しい理念をもつて行ない、暮しの中にゆとりと豊かさのある地域農業を構築していくことが必要であろうと考えます。

農業は偉大な生命産業であり、農地と水を資源として営まれています。その農業用水は多面的な機能を有し国民的資産であり、今後これらを守り育していくことは、改良区の重大な使命であり、責任分野だと痛感し

ています。農業の活性化のためには、国民の食糧として恵みを都市の人と共に分ち合い、消費者の暮らしの中で深い相互理解を持ちながら共生のパートナーシップを開拓することも、今求められている農業農村の姿であり重要な課題であると信じます。農家、農民として自らの生産物は自然からの贈り物と認識し、安心、安全、新鮮の三つを大切にすることこそが農業哲学の変遷に対応することになります。

私たちの地域農業は、自然環境の保全にも細心の注意を払いながら農村福祉を深めつつ、改良区の軸足は生産条件と生活条件の整備におき、全力を傾注する事を誓いながら、組合員の皆さんと共に力強い歩みを続けていきますので何卒ご協力の程よろしくお願いいたします。

平成11年度
改良区の概要

(H11.4現在)

組合員数	1,921名
地区面積	725.5ha
内訳	
近江町	523.4ha
米原町	202.1ha

平成11年度新規事業スタート!!

地域用水関連2大事業

平成11年度新規採択されました県営農業用水再編対策事業（ハード事業）と、改良区で行ないます地域用水機能増進事業（ソフト事業）は、現在準備段階を進めています。

既に組合員の皆様方には、2月と4月に書面において事業概要をお知らせし、5月から6月にかけて事業説明会を各集落において実施いたしました。その後、県営事業の法手続に必要な同意書の取りまとめを、役員、総代諸氏をはじめとする方々のご協力を得ながら短期間で終えることが出来ました。皆様のご理解ご協力に対し心よりお礼申し上げます。

この事業はこれまでにあまりない地域用水という言葉が登場し、分かりにくい部分があるようですが、今後も資料の配布や説明会を実施していきたいと思います。

地域用水機能とは？

一般的な農業用水としての利用の他に、集落内やその周辺で多面的に利用されている、水に関する機能のことを、地域用水機能と呼んでいます。

- ・生活用水機能——洗い場を利用して野菜や農業機械を洗浄する。
- ・防火用水機能——水路を堰取めて防火用水として利用する。
- ・景観保全機能——水路を石積みにしたり、魚を泳がせたり、周辺の生垣やプランター設置などにより潤いのある景観を保つ。
- その他として、水質浄化、生態系保全、消融雪などの機能があります。

県営農業用水再編対策事業

この事業は農業用排水施設の老朽化に伴なう改修・整備を行なうにあたり、地域用水機能を正当に評価した上で、農業用水の循環利用を積極的に促進することにより、農業用水の更なる効率的な利用を図り、農業経営の安定及び近代化に資することを目的とする。と謳われています。

当改良区では合同井堰のゲート類の改修や機能アップ、天の川ポンプ場の水管理施設等の改良、用排水路の改修・補修等を行なう予定です。

このため地域用水機能の維持増進を図るための諸活動や組織化へ



特に用水路の改修において、一部で石積み水路を取り入れて、地域用水の景観機能のアップを図ります。ことは出来ませんが、特に必要性のある施設や路線で基幹水利施設を更新する訳ですので、管内すべての地域に係わることになります。

この事業の特別賦課金につきましては後述のとおりです。
何卒、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

特に用水路の改修において、一部で石積み水路を取り入れて、地域用水の景観機能のアップを図ります。ことは出来ませんが、特に必要性のある施設や路線で基幹水利施設を更新する訳ですので、管内すべての地域に係わることになります。

この事業の特別賦課金につきましては後述のとおりです。
何卒、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

現在の集落内の水環境を再認識してもらい、集落ぐるみの活発な取組みや活動に対し支援をしていきたく思います。うまく機能する、広い意味で“むらづくり”につながるものと考えます。文章や口で言う程簡単にいくものではありませんので、両町役場や皆様のご理解ご協力を、偏にお願いいたします。

地域用水機能増進事業

農業用水は、食糧生産の基礎としての役割に加え、種々の地域用水機能を有し、地域社会において大きな役割を果しています。

これらの農業水利資産は、これまで農家と、地域用水機能を享受する地域社会が、調和を保ちながら継承してきました。ところが近年の担い手への農地利用集中や混住化の進展により、その環境は大きく変わりつつあります。

この事業を実施するという目的・趣旨であります。

当改良区では、まず集落において組織を作つてもらうことから始めたと考えています。集落によつては地域用水の条件に差があり、難しい面もありますが、とにかくモデル集落が出来ることを期待しています。

平成11年度賦課金について

平成11年度の賦課金につきましては、4月に“新規事業について（お知らせ）その2”で組合員の皆様にお知らせしましたとおり、本年度より経常賦課金が若干値上げになります。

区を見直して、特別地区に編入しました。さらに経常賦課金の内訳として、事務所の維持や事務経費に当てるための事務所費と、ポンプの運転

平成11年度賦課金額

1. 経常賦課金

(10アール当り)

地 区	事務所費	維持管理費	計
かん排地区	1,500円	5,000円	6,500円
普通地区	1,500円	2,100円	3,600円
特別地区	800円	1,000円	1,800円

2. 特別賦課金

①ほ場整備事業費賦課金 (ほ場整備償還金:10アール当り)

工 区	単 価	工 区	単 価
宇賀野	13,950円	高溝顔戸	16,280円
世継	13,580円	能登瀬	21,500円
長沢	12,420円	新庄箕浦顔戸	19,020円
飯	16,490円	日光寺	42,080円
朝妻	11,860円	多和田	46,280円
筑摩	11,890円	蒲原	21,330円
中多良	13,980円	寺倉	24,640円
上多良	13,940円	西円寺	32,730円
番場	21,860円	岩脇	35,660円

②ほ場整備事業費経常費:ほ場整備事業償還継続地 150円

③農業用水再編対策事業費賦課金 (10アール当り)

地 区	単 価	付 記
かん排地区	2,500円	普通・特別地区を除く全域
普通地区	2,500円	下丹生・枝折・河南・樋口の全域 下多良,中多良の市街化区域
特別地区	1,300円	樋口の一部・舟崎の一部・宇賀野の一部

経費や電気代並びに、施設の修理修繕に当てるための維持管理費に区分いたしました。既に特別賦課金も含め納入いただいていますが、左の表によりもう一度ご確認下さい。

ほ場整備事業費賦課金 (償還金)
につきましては、本年度も繰上償還を受けています。ご希望の方は11月末日までに（期限厳守）お申し込み下さい。

農業用水再編対策事業費賦課金
本年度より実施しています県営事業の地元負担金として徴収させていただいているものです。既に概要チラシでお知らせしていますとおり、事業の実施期間を10年とみて、その間、毎年左記の単価で徴収させていただきます。

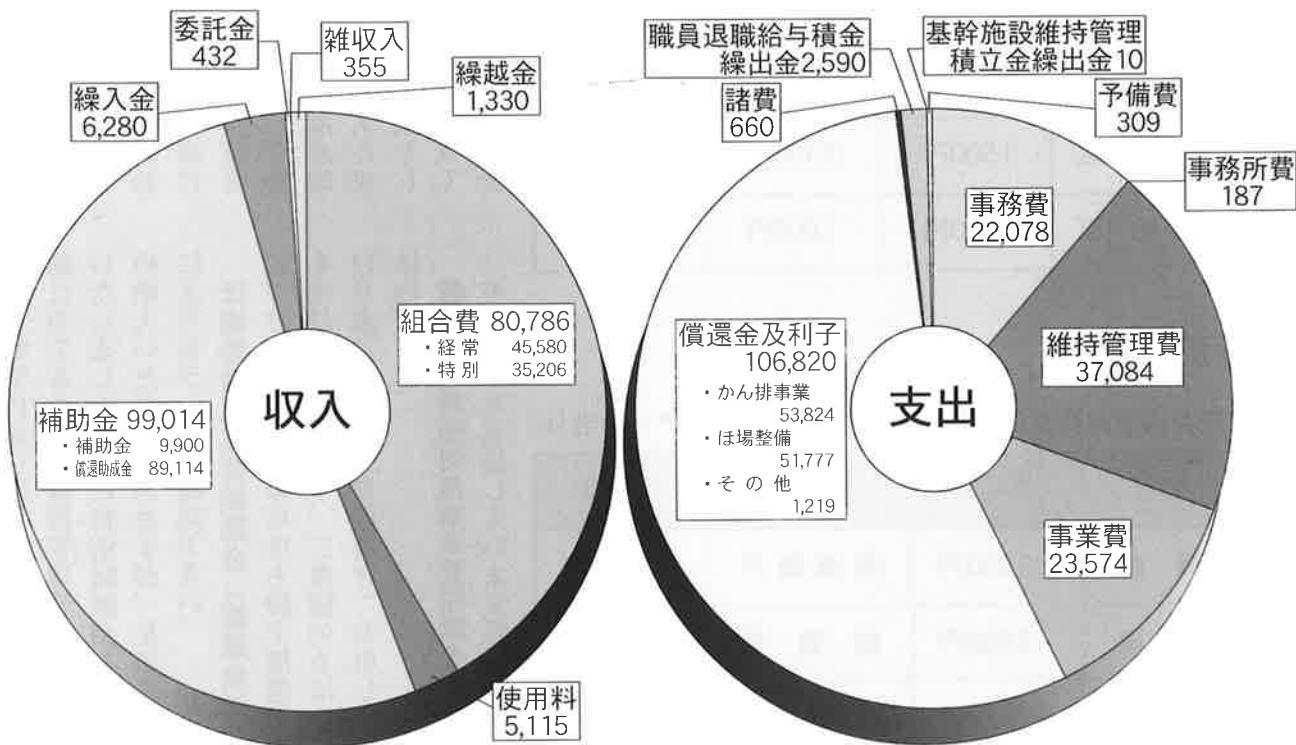
本来、事業費の25%が地元負担ですが、近江・米原両町のご理解により、10%を補助していただけることになりました。残り15%の内、約7%は特別会計の積立金を充当し、賦課徴収は残り8%に押さえています。

す。単価につきましても、毎年定額とし、変動する部分は、積立金充當分で対応するという考え方です。改良区全域で取組む事業であり、基幹水利施設の更新を行なう事業ですので、全地区同一単価を原則としています。ただし、水利条件が他と著しく異なる特別地区のみ勘案してあります。

平成11年度一般会計収支予算

総額 1億9,331万2千円

(単位:千円)



平成9年度収支決算状況

一般会計

収 入	金額(円)	支 出	金額(円)
1.組合費	75,427,310	1.事務費	21,930,187
2.使用料	5,728,726	2.事務所費	170,080
3.補助金	98,532,900	3.維持管理費	34,733,824
4.緑入金	6,754,101	4.事業費	6,230,000
5.雑収入	688,532	5.償還金及利子	119,025,155
6.緑越金	2,558,421	6.諸費用	939,503
		7.職員退職給与 積立金 緑出金	2,717,000
		8.基幹施設維持管 理 積立金 緑出金	850,000
合 計	189,689,990	合 計	186,595,749
差引3,094,241円を平成10年度へ繰越し			

特別会計残高

(円)
農地転用特別会計 160,994,386
職員退職給与積立金特別会計 13,326,221
基幹施設維持管理積立金特別会計 115,870,285
土地改良施設財産処分特別会計 20,083,275
事務所維持管理積立金特別会計 25,895,395
増加維持管理基金特別会計 106,321,527
合 計 442,491,089



農地流動化支援水利用調整事業

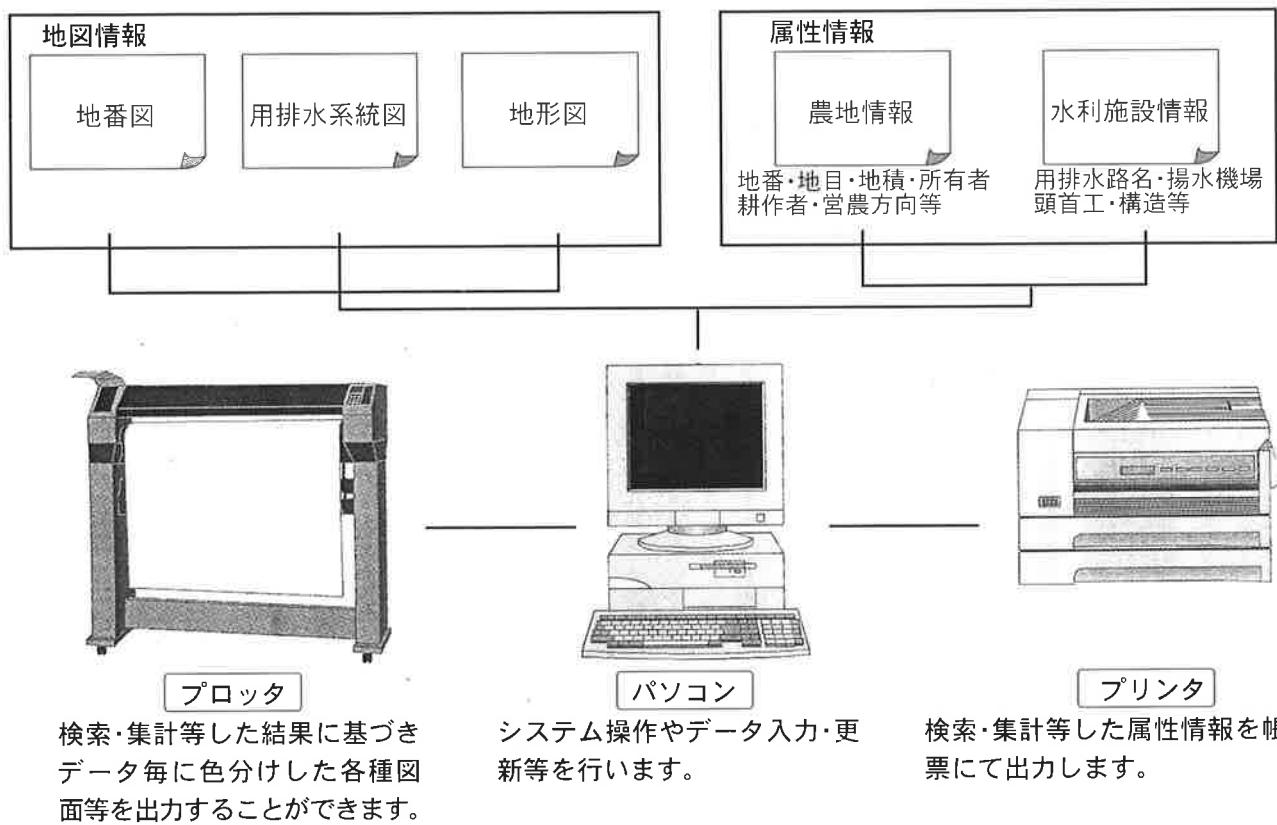
平成8年度から実施しています農地流動化支援水利用調整事業は、これまでに、パソコン等のハード機器の整備、農地情報システムの導入、地図情報及び改良区の台帳情報の入力、排水路情報入力、アンケート調査の実施と集計・分析等を行なつてきました。また、天の川揚水機場水管理システムのデータを利用して分析を行ない、理事会や水利係会議で検討いただき、適正な水利用調整の実施と啓蒙をお願いすると共に、ポンプ運転計画にも反映してきました。継続事業期間の中間年に当たる本年度は、基礎的データの入力を終えるべく、用水路データを中心に各水利施設や耕作者情報の整備を進めています。

今後は、さらに農地情報システムの充実を図るため、農地利用集積の状況や水利情報の整備と入力を進め、農地流動化部局へこれらの情報を提供することにより農地の流動化を支援して行きたいと思います。

また、流動化進展に伴う水利用形態の変化に対応出来る水利調整方策策定を目指して事業を進めていきます。

農地情報システム

農地情報システムは、土地や組合員の情報(=属性情報)を地図・図面と関連づけた情報データベースです。
属性情報を検索・集計した結果を図面上に表現することができます。



台帳面積別図



例えば面積条件で検索すると左記のような図面が
出力出来ます。大判サイズでカラー出力も可能です。

台帳面積	
0~1000m ²	
1000~2000m ²	
2000~3000m ²	
3000~4000m ²	
4000m ² 以上	

平成11年度 農地転用決済金

(円／1,000m²)

地区名	合計
かん排地区	506,800
普通地区	219,800
特別地区	100,600

農地転用

改良区受益地内の田を宅地、駐車場、資材置場等に転用する場合又は、田を畠に転換する場合は、所定の用紙により届出されると共に、決済金及び手数料の納入が必要です。届出がない場合は次年度以降も賦課徴収することになります。尚、公共事業の場合も決済金が必要です。

田を売買や交換等により所有権を移転された場合や、農業者年金受給により経営移譲された場合又は、組合員の死亡等により名義を変更される場合は、所定の用紙により届出が必要です。届出がない場合は、從来どおり賦課することになります。

組合員資格喪失通知

「こんな時には必ず届出を

なぜ人権意識が必要か

私たちは、地域社会の一員として家庭、学校、職場などで、人と人の交わりの中で、誰もが平和で豊かな生活を送ることを望んでいます。

そのためには、一人ひとりの人間が尊厳を持つ、かけがえのない存在であるという考えが尊重され、他者の存在を認め、守る社会でなければなりません。

では具体的にどのようなことに気を付けたらよいのでしょうか。いくつかの重要なポイントを挙げてみましょう。

お互いに必要な人権チェック

- 偏見や噂などで、人を判断するのはやめましょう。
- その人の出身と、職業人としての適性・能力は全く別のものです。
- 「女性だから〇〇〇」という前提を捨てましょう。
- 高齢者への尊敬の念をつねに忘れずに。
- 子どもたちも大人と同じく人格と人権を持った存在です。
- 子育てや、子どもの問題は男女が等しく担いましょう。
- 障害をもっていても、一人の人間です。お互いに他の人間から学ぶ姿勢が大切です。
- 出身国(地)や肌の色、言語・宗教・習慣などで判断するのをやめましょう。習慣・文化は対等で上下はありません。

滋賀県土地改良事業団体連合会の「生きる県民運動」農林水産功労者の表彰が行なわれ、次の方々が受賞されました。おめでとうございます。

滋賀県土地改良連合会会長表彰
改良区理事 田辺昭男氏

同連合会湖北支部長表彰
改良区理事 角田尚三氏
改良区理事 高居治男氏

「土に生きる県民運動」

農林水産功労者県知事表彰
理事長 粕渕光夫氏

土地改良事業功労者表彰

かんがい期を
ふり返つて

今年のかんがい期で施設管理面をふり返つてみると、5月に近江町のカントリーリーの西にある、第3号分水工が、雷の被害に遭い、高額な精密機器類が損傷を受けてしまいました。幸い国の災害復旧事業で補修を行ない、改良区持ち出しは百万円程度で済みました。しかし修理が完了した9月迄、ポンプ場からの遠隔操作が出来ず、職員が朝晩現地で操作する日々が続きました。

他に天の川ポンプ場のモーターの修理や、宇賀野地先での送水管漏水補修等、例年と変わらず色々と問題が発生した年でした。

適正な維持管理による、故障防止を心掛けていますが、予期せぬ事故が起り、皆様に迷惑をおかけすることもあります。

少人数体制で出来る限りの維持管理を行ないたいと思いますので、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。